大分市地域おこし協力隊募集要項

大分市は、九州の東端に位置しており、別府湾・豊後水道という豊かな海に面し、周辺部には山々が連なり市域の半分を森林が占めています。また、瀬戸内海式気候に属し年間を通して温暖・少雨で自然条件に恵まれた地域です。

このように自然豊かな地域ではありますが、中心部においては、高度経済成長期に新産業都市として重化学工業を中心に発展を遂げ、近年ではＩＴ関連企業をはじめ様々な産業が集積するなど都市的発展も進んでいることから、自然に囲まれた土地でありながらも生活するにはとても便利な地域となっています。

一方で、市内周辺部では少子高齢化による過疎が急速に進んでいる地域もあり、こういった地域では地域行事や伝統文化の担い手不足、農林水産業などの地場産業の衰退といった様々な問題が生じています。

そこで、本市では都市部から地域活性化に意欲のある人材を積極的に誘致し、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指すとともに、協力隊員の定住を図ることを目的として「地域おこし協力隊」を募集します。

１．募集人数

２名

２．業務内容

以下に掲げる部門の業務内容を主として活動していただきます。

【地域活性化部門】≪大南（だいなん）地域　１名≫

①地域コミュニティの活性化に関する業務
（よいやかがり火等各種イベントの企画・運営の支援）

②大南（だいなん）地域の魅力や観光資源の情報発信に関する業務

【地域活性化部門】≪野津原（のつはる）地域　１名≫

①地域コミュニティの活性化に関する業務
（ななせの里まつり等各種イベントの企画・運営の支援）

②歴史的遺産や文化の紹介等、野津原（のつはる）地域の情報発信に関する業務

③ななせダム及び道の駅など周辺施設を活用した交流人口の増加に関する業務

④地域福祉の向上及び防災に関する業務

３．雇用形態・任用期間

（１）大分市の会計年度任用職員（大分市地域おこし協力隊員）として任用します。

（２）任用期間は、採用日から令和１０年３月３１日までとします。ただし、任用期間は１年以内とし、勤務成績等により、３年を限度に再度任用する場合があります。

４．報酬・勤務形態等

※令和８年１１月１５日時点のものであり、採用時に変更になることがあります。

（１）報　　酬：日額上限１１，１３８円
日額は上限であり、学歴や職歴によっては上限に達しないこともあります。

（２）勤務時間：週４日勤務（１日７．７５時間）
午前８時３０分～午後５時１５分（うち休憩時間１時間）

（３）週 休 日：土・日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
また、月曜日から金曜日の間の５日間において１日の週休日を設けます。

（４）勤務地は下記のいずれかとし、活動地域によって大分市が定めます。

部門	活動地域	勤務地
地域活性化部門	大南（だいなん）地域	大南（だいなん）支所
地域活性化部門	野津原（のつはる）地域	野津原（のつはる）支所

（５）業務で使用するパソコン(庁外持出不可)と車両(公用車)は市が貸与します。

（６）その他業務に必要なものについては、予算の範囲内で市が用意します。

（７）研修会等の旅費については、予算の範囲内で市が負担します。

５．手当・休暇・社会保険等

※令和８年１１月１５日時点のものであり、採用時に変更になることがあります。

（１）費用弁償(通勤手当相当)、期末手当及び勤勉手当（本市規定に基づき１０月と翌年４月に各期末手当１．２６２５月分、勤勉手当１．０６２５月分）を支給します。ただし、期末手当は採用期間等により、支給対象とならない場合があります（７．選考方法【スケジュール】②③の場合は１０月分、④の場合は翌年４月分が不支給）。

（２）休暇（年次有給休暇、職員の結婚、忌引休暇、証人等出頭休暇、公民権休暇、夏季休暇等）を本市の規定に基づき付与します。

（３）健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入します。

（４）活動期間中の住居は、市が借り上げた民間物件を無償貸与します。居住地域は、勤務地に応じて大分市が定めます。

（５）引越し費用及び生活必需品、光熱水費は自己負担とします。

６．応募資格

次に掲げる（１）から（６）の要件を全て満たすこと。

（１）大分県外の都市地域(注１)又は条件不利区域を除く一部条件不利地域(注２)にお住まいの方の内、３大都市圏（注３）又は政令指定都市にお住まいの方で、生活の拠点を大分市に移し、大分市に住民票を異動することができる方

（２）心身ともに健康で地域住民とコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方

（３）協力隊員の任期終了後に大分市に定住を考えている方

（４）普通自動車免許（ＡＴ限定可）を取得している方（任用までに取得見込みの方を含む）

（５）パソコンの一般的な操作ができる方

（６）ＳＮＳ等を活用した情報発信ができる方

注１
　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法いずれかの対象地域・指定地域を有する市町村を「条件不利地域」といい、これに該当しない市町村を「都市地域」という。

注２
「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」といい、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」という。「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」という。

注３
３大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。ただし、２００５年から２０１５年の人口減少率が１１％以上の市町村については、３大都市圏外とする。

次のいずれかに該当する人（地方公務員法第 16 条該当者）は、応募できません。
（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
（２）大分市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

７．選考方法
応募受付後、以下の手順で選考を行います。
なお、選考内容および結果についての開示はいたしません。

（１）第１次選考
書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書で通知します。
※応募用紙で書類選考を行いますのでできるだけ詳しく記載してください。
※提出された書類はお返しいたしません。
※提出された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。
（２）第２次選考（最終選考）
第１次選考合格者を対象に面接による審査を行い、選考結果は第２次選考受験者全員に文書で通知します。詳細は第１次選考結果の合格者に通知します。
【面接会場】大分市役所（大分県大分市荷揚町２番３１号）
※第２次選考前日に、第１次選考合格者を対象として、現地見学会を実施します。ご希望の方は応募用紙にご記入ください。別日程での見学をご希望の場合は、対応できる場合がありますので、個別にお問合せください。
※面接会場及び現地見学会集合場所までの交通費及び駐車場料金は自己負担となります。

【スケジュール】

	受付期間	第２次選考（面接）	採用日
①	令和　８年１１月１５日（日）～ 令和　８年１２月２８日（月）	１月下旬～２月上旬	令和９年 ４月１日（木）
②	令和　９年　２月１５日（月）～ 令和　９年　３月３１日（水）	４月中旬～５月上旬	令和９年 ７月１日（木）
③	令和　９年　５月１５日（土）～ 令和　９年　６月３０日（水）	７月中旬～８月上旬	令和９年 １０月１日（金）
④	令和１０年　８月１５日（日）～ 令和１０年　９月３０日（木）	１０月中旬～ １１月上旬	令和１０年 １月１日（土）

８．申込方法

（１）受付期間　①令和　８年１１月１５日（日）～令和　８年１２月２８日（月）
②令和　９年　２月１５日（月）～令和　９年　３月３１日（水）
③令和　９年　５月１５日（土）～令和　９年　６月３０日（水）
④令和１０年　８月１５日（日）～令和１０年　９月３０日（木）
※上記①～④いずれも必着です。
※上記①～④いずれも採用者が決まり次第、受付を終了します。

（２）提出書類　①大分市地域おこし協力隊応募用紙
②普通自動車免許証の写し

９．申込・問い合わせ先

大分市　市民部市民協働推進課　市民協働推進担当班　担当：甲斐、内野宮、峯
〒870－8504　大分県大分市荷揚町２番 31 号
電話：097-537-7251　FAX：097-536-4605　Ｅﾒｰﾙ：siminkyodo3@city.oita.oita.jp